

名古屋港管理組合公報

平成17年7月22日
(金曜日)
号外第196号

目次

- 名古屋港港湾計画の変更の概要…………… 1
○特定国際コンテナ埠頭の運営事業に係る認定申請書の縦覧…………… 1

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成17年7月22日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) その他重要事項の計画(追加)

以下のとおり計画する。

効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	用途	面積(ヘクタール)
西部地区	15～16	2	800	コンテナ船用	49
	12	1	250	コンテナ船用	

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の4第1項の規定による特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり縦覧する。

なお、名古屋港の適正な運営確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、名古屋港管理組合に意見を提出することができる。

平成17年7月22日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 認定申請者の名称

飛鳥コンテナ埠頭株式会社

2 特定国際コンテナ埠頭の運営事業名称

名古屋港 飛鳥ふ頭 特定運営事業

3 特定運営事業の計画

(1) 特定運営事業の概要

本事業は、名古屋港飛鳥ふ頭における飛鳥ふ頭南側コンテナターミナルの岸壁、ふ頭用地、財団法人名古屋港埠頭公社整備施設等を一括して借受け、コンテナ貨物を取り扱うために必要な荷さばき施設等を整備し、これらの施設を、外貿コンテナ貨物等を取り扱う港湾利用者の使用に供する。

(2) 特定運営事業の実施時期

事業開始の予定期日

第1バース：平成17年12月1日供用開始予定

第2バース：平成19年度末供用予定

第3バース：平成20年代前半の供用を想定

(3) 特定国際コンテナ埠頭の位置

別図のとおり

5 荷さばき施設等の工事实施計画

(1) 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要
ガントリークレーン	8基	スパン長 30.5 m アウトリーチ 63 m (22列6段対応)	モノボックス式メガクレーン	
R T G	36基	脚間 28.5 m (5段積可能)		
給油施設	2箇所 1箇所	32 m × 16 m (R T G用) 50 m × 16 m (A G V用)		
ターミナルシステム	一式			
管理棟・アウトゲート	1棟	47 m × 23 m (3,900㎡) 5階 6レーン		
インゲート	1棟	6レーン・800㎡		
アウトゲート	1棟	6レーン		
照明塔	5基	高さ 40 m		
メンテナンスハウス	1棟	75 m × 16 m		
R T G修理場	2箇所	1,000㎡ × 2		
マリンハウス	3棟	各 200㎡		
税関検査ヤード	一式			
冷凍設備	一式 一式	点検台 28基 500プラグ (440 V)		
A G V	60台	約L 15 m W 3 m H 1.6 m	自働走行シャーシ	
移載機	6基		門型クレーン	
危険物庫	1棟	30㎡		
危険物蔵置場	一式	118 T E U		

(2) 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

第1期：5,210,000千円

第2期：10,020,000千円

第3期：8,436,000千円 (現時点での想定額)

(3) 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

第1期：平成16年度着手平成17年11月完成同年12月供用開始予定

第2期：平成17年度着手平成19年度末供用予定

第3期：第3バースの事業実施にあわせ、工事着手及び供用予定

6 荷さばき施設等の管理運営計画

(1) 荷さばき施設等の管理運営の体制

弊社が荷さばき施設等を一体的に管理し、特定国際コンテナ埠頭を利用する船社及び港湾運送事業者等に施設を使用させる。

なお、財団法人名古屋港埠頭公社が所有するコンテナヤード等については、弊社が貸付けを受け、上記施設と一体的に管理運営する。

(2) 荷さばき施設等の利用者の選定の基準

当該施設使用の基本理念は、公共の用に供することで名古屋港全体の発展に寄与することである。第1期バース供用開始時は円滑な始動・立ち上げを図るために構成会社及びその関連会社の利用を中心としつつも、利用者が善良かつ信用のおける会社・団体であれば、操業状況を見計らいながら順次利用者の拡大を図る。

7 申請書の縦覧に関する事項

(1) 縦覧場所

名古屋港管理組合 企画調整室 企画担当 電話 (052) 654-7908

名古屋市港区入船一丁目8番21号 郵便番号455-8686

(2) 縦覧期間

平成17年7月22日から同年8月5日まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで (ただし、午後0時から午後1時までを除く。)

8 意見書の提出に関する事項

(1) 提出方法

書面を持参または郵送して行うこと。

(2) 提出場所

名古屋港管理組合 企画調整室 企画担当 電話 (052) 654-7908

名古屋市港区入船一丁目8番21号 郵便番号455-8686

(3) 提出期限

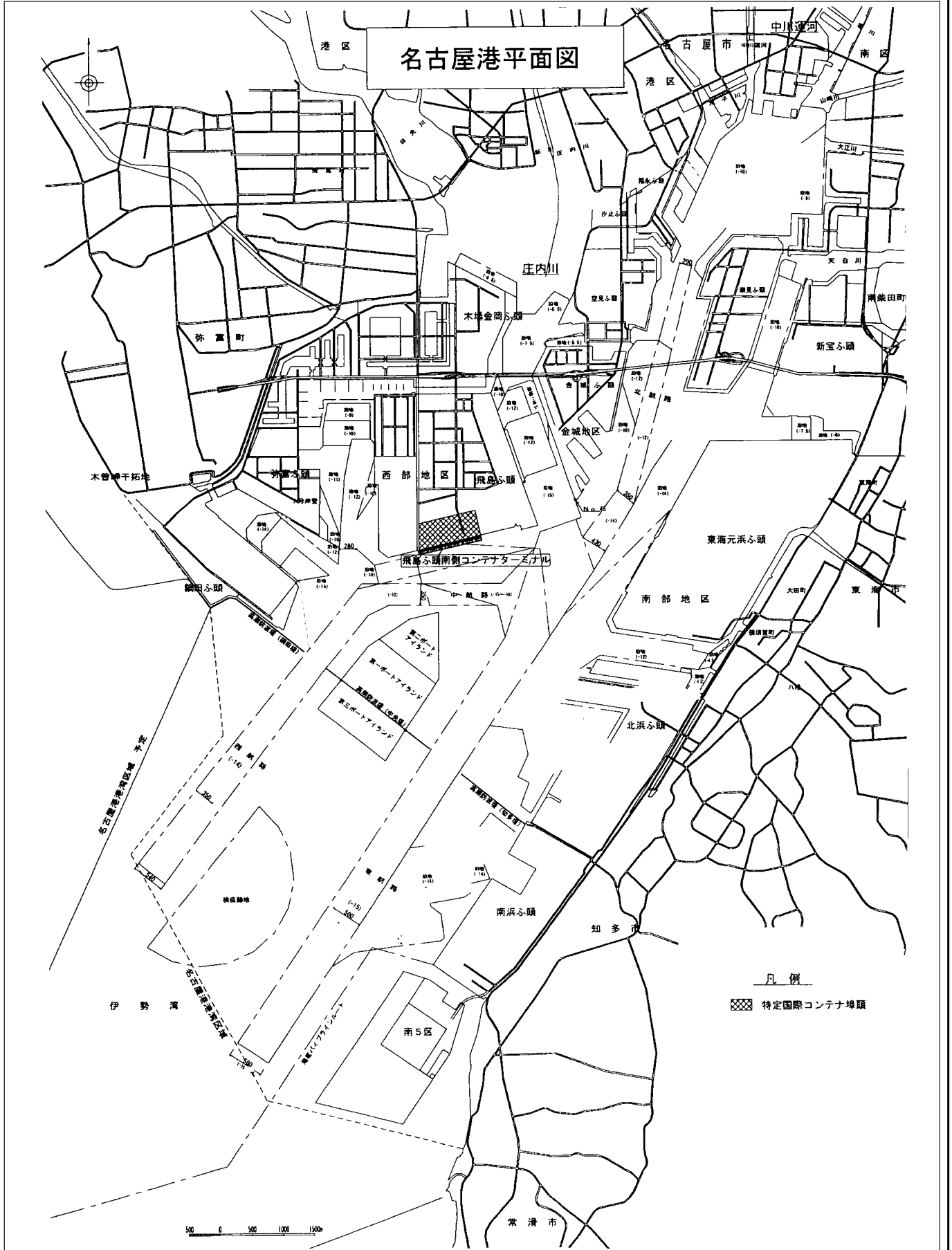
平成17年8月5日午後5時まで

(4) 記載内容

氏名、住所、対象事業の名称（「名古屋港 飛島ふ頭 特定運営事業」と記載のこと）及び名古屋港の適正な運営確保の見地からの意見（日本語により記載のこと）

別図

名古屋港平面図



発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合